

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大倉克大、同土釜惟次の上告趣意は、憲法三一条違反をいうが、その実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。なお、被告人の本件行為について変造有価証券交付罪の成立を認めた原判断は、正当である（最高裁平成二年（あ）第七九一号同三年四月五日第三小法廷決定・裁判所時報一〇四八号二頁参照）。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成三年五月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	貞	家	克	己
裁判官	坂	上	壽	夫
裁判官	園	部	逸	夫
裁判官	佐	藤	庄	市 郎
裁判官	可	部	恒	雄